

山梨県市川三郷町

# 国土強靱化地域計画



2020（令和2）年12月 策定

2025（令和7）年 4月 改定



## 目次

第1章 趣旨・位置付け.....	1
1 策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 国土強靱化基本計画との調和.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画見直しに当たって考慮すべき事項.....	3
第2章 基本的な考え方.....	5
1 基本目標.....	6
2 事前に備えるべき目標.....	6
3 基本的な取り組み方針.....	7
1) 本計画の取り組み姿勢.....	7
2) 適切な施策の組み合わせ.....	7
3) 効率的な施策の推進.....	7
4) 地域の特性に応じた施策の推進.....	7
5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働.....	8
第3章 想定するリスク.....	9
1 想定するリスク.....	10
2 本町の特徴.....	10
1) 位置・地勢等.....	10
2) 気候.....	10
3) 地震活動.....	10
3 過去の災害被害.....	11
1) 地震.....	11
2) 風水害.....	14
3) 富士山火山噴火.....	16
4) その他.....	16
3 計画において想定するリスク.....	16
第4章 脆弱性評価.....	17
1 脆弱性評価について.....	18
2 評価方法.....	19
3 事前に備えるべき目標.....	19
4 起きてはならない最悪の事態.....	19
5 脆弱性の評価.....	22
第5章 脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針.....	23

1	推進方針.....	24
	【事前に備えるべき目標1】あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	24
	【事前に備えるべき目標2】救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ.....	38
	【事前に備えるべき目標3】必要不可欠な行政機能を確保する.....	50
	【事前に備えるべき目標4】経済活動を機能不全に陥らせない.....	54
	【事前に備えるべき目標5】交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる...	60
	【事前に備えるべき目標6】社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	68
第6章	計画の推進と見直し.....	75
1	施策の重点化.....	76
2	計画の推進.....	76
	1) 町民、企業、行政による協働の推進.....	76
	2) 国、県、周辺自治体及び関係機関等との連携.....	76
3	本計画の進捗管理と見直し.....	76

## 第1章 趣旨・位置付け

---

---

## 1 策定の趣旨

---

国では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013（平成25）年12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という。）が制定・公布され、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火などによる大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

この基本法に基づいて、本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、市川三郷町（以下「本町」という。）においても大規模自然災害等に平時から備え、「人命の保護を最大限図るまちづくり」を目指して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、本町における国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「市川三郷町国土強靱化地域計画」を2020（令和2）年12月に策定しました。また、県の策定した「山梨県強靱化計画」の見直しを踏まえ、本計画においても推進期間の延長と計画内容の見直しを行います。

## 2 計画の位置付け

---

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、地域強靱化に係る部分については、本町の様々な分野の「防災・減災」計画の指針となることから、本町の各種個別計画における「防災・減災」分野については、本計画が手引きとなり、地域強靱化の観点から必要な見直しを行い、施策を具体化し推進していくものです。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

### 3 国土強靱化基本計画との調和

---

本計画は、基本法第14条の規定を受け、国の国土強靱化基本計画との調和が保たれたものとなるように策定します。

《参考》基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

### 4 計画期間

---

本計画は、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするものとし、今後の社会経済情勢等の変化や、計画の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行います。

また、それ以前においても毎年度の計画の進捗状況等に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとします。

### 5 計画見直しに当たって考慮すべき事項

---

今後、中長期の将来にわたる強靱化の取り組みは、社会情勢の変化や近年の災害で得られた新たな知見等を踏まえ、課題を整理し具体的な施策を推進するものとします。

なお、町民生活、町民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにも新型コロナウイルス感染症のようなパンデミック等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ、首都直下型地震が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、富士山火山噴火への対応など、ひとたび大規模自然災害が発生すれば、本町の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では国の国土強靱化基本計画及び県の山梨県強靱化計画と同様に大規模自然災害を対象とします。



## 第2章 基本的な考え方

---

---

## 1 基本目標

---

大規模自然災害等による甚大な被害を出さないため、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定して、平時から備えを行う「事前対策」を推進します。

本町は、町民、地域団体及び関係機関等と協働して、次の4つの基本目標の実現を目指し、地域強靱化の取り組みを推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## 2 事前に備えるべき目標

---

基本目標を実現するために、事前に備えるべき目標を、次の6項目とします。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 基本的な取り組み方針

---

本町における地域強靱化を推進する上での基本的な方針は次のとおりとします。

#### 1) 本計画の取り組み姿勢

---

- 本町の地域強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検討すること
- 短期的な視点によらず、中長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- 地域間連携の強化、地域活力の向上を図り、本町の持続的成長の推進に寄与する取り組みであること

#### 2) 適切な施策の組み合わせ

---

- ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること
- 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、町と町民等が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること  
また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること
- 災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災 DXに取り組むこと

#### 3) 効率的な施策の推進

---

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、財源の効率的な使用による施策の持続など、実施に配慮し、施策の重点化を図ること
- 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- 国や県の施策、民間資金の積極的な活用に努めること
- 既存施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- 人命を保護する観点から関係者の合意形成を図り、土地の合理的利用を推進すること
- 施策の効率的な推進のため、AI・ドローン・ICT 施工・遠隔監視等、デジタル技術の活用や整備を推進すること

#### 4) 地域の特性に応じた施策の推進

---

- 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持について配慮をすること

#### 5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

---

- 地域強靱化を効果的に進めるため、県、周辺自治体と相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担を行うこと
- 災害時の応急対応等に備え民間事業者等との連携を促進すること

## 第3章 想定するリスク

---

---

## 1 想定するリスク

---

想定するリスクは、国が策定した「国土強靱化基本計画」と同様、大規模自然災害等を対象とします。想定する自然災害は、地震（南海トラフの巨大地震、首都直下地震等）、風水害、雪害、富士山火山噴火、土砂災害とします。

## 2 本町の特徴

---

国土強靱化の取り組みを進めるにあたっては、本町が有する地勢や地質等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理します。

### 1) 位置・地勢等

---

本町は、甲府盆地の南西に位置し、県庁のある甲府市へは約 15 km、東部は甲府市、北部は中央市と南アルプス市、西部は富士川町、南部は身延町にそれぞれ接しています。標高 1,280m の御坂山系の山々を後背として南東側が高く、町の北西境を流れる笛吹川、釜無川、富士川に向けて下る北西傾斜となり、面積は 75.18 km<sup>2</sup>となります。

### 2) 気候

---

気象庁観測の甲府地点における気象観測統計では、年平均気温は 15.1 度であり、年間降水量は 1160.7 mm となります。比較的温暖な気候ではありますが、内陸性気候の特徴として寒暖の差が激しい特性があります。

### 3) 地震活動

---

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要な活断層」として、長野県北西部から甲府盆地の西縁(せいえん)にかけて延びる「糸魚川―静岡構造線断層帯」と、甲府盆地の南縁(なんえん)に延びる「曽根丘陵断層帯」があります。これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード 7.6 程度及びマグニチュード 7.3 程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されています。

また、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、南海トラフで発生する地震があり、本町は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（2002（平成 14）年 7 月 26 日）法律第 92 号」に定められる、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

### 3 過去の災害被害

国土強靱化の取り組みを進めるにあたっては、過去に実際に起きた災害の規模等を踏まえ、今後起こりうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理します。

#### 1) 地震

本町では、1923（大正12）年の関東大地震を除くと、ほとんどの地域で地震による大きな被害は記録されていません。つまり、地震のうち関東大地震や宝永地震1707（宝永4）年のように相模湾付近や遠州灘など県外に震央をもつものは大被害をもたらしていますが、県内に震央のある地震（内陸性地震）では現在までのところあまり被害をもたらしていないといえます。

しかし、本町は地すべりの危険箇所等が多く存在していることを念頭におくと、予想されている南海トラフの巨大地震のような大規模地震のみならず、内陸性地震といえども大被害を発生させる可能性があることから、平時より建物の諸条件を考慮するなど、地震災害並びにそれに伴って発生する二次災害の被害をできる限り軽減するように心掛ける必要があります。

#### 【山梨県における過去の主要被害地震】

災害発生日	震央地名	規模 (マグニチュード)	被害状況(県下)
1891年12月24日 (明治24年)	山梨・静岡 県境	6.5	北都留郡で地割れ数ヶ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1889年4月3日 (明治31年)	山梨県中部	5.9	南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902年5月25日 (明治35年)	山梨県東部	5.4	南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
1915年6月20日 (大正4年)	山梨県東部	5.9	甲府市水道管亀裂4~5ヶ所
1918年6月26日 (大正7年)	神奈川県 西部	6.3	谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鯉沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7~8ヶ所

災害発生日	震央地名	規模 (マグニチュード)	被害状況(県下)
1923年9月1日 (大正12年)	関東地方 (関東大震災)	7.9	県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1924年1月15日 (大正13年)	山梨県東部	7.3	県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60ヶ所
1944年12月7日 (昭和19年)	東南海	7.9	甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29ヶ所等(山梨日日新聞)
1976年6月16日 (昭和51年)	山梨県東部	5.5	県東部で住家等一部破損77棟、道路22ヶ所、田畑31ヶ所、農業用施設79ヶ所等
1983年8月8日 (昭和58年)	山梨県東部	6.0	県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147ヶ所、農林業用施設55ヶ所、道路21ヶ所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996年3月6日 (平成8年)	山梨県東部	5.8	県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
2011年3月11日 (平成23年)	東北地方 太平洋沖	9.0	2011(平成23)年3月11日(金曜日)14時46分18秒(日本時間)、宮城県牡鹿半島の東南東沖130キロメートル(km)(北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km)を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生、地震の規模はモーメントマグニチュード9.0で、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震で、本町では震度4を観測

### 【今後想定される地震】

#### ① 南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震については、発生の切迫性が指摘されており、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があります。

国は、東海、東南海、南海地震が起きる南海トラフの巨大地震(3つ連動した場合)の想定震源域を従来の約2倍に拡大し、マグニチュード9.1に引き上げた報告をまとめており、本町の震度は7(最大のケース)と推計されています。

なお、東海地震では「東海地震防災対策強化地域」に、南海トラフの巨大地震では「南海トラフ地震防災対策推進地域」にそれぞれ指定されています。

## ② 首都直下地震

首都直下地震については、南関東のいずれかの地域で発生 of 切迫性が指摘されており発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想されます。

## ③ 活断層による地震

活断層による地震（曾根丘陵断層帯地震、糸魚川－静岡構造線断層帯地震、身延断層地震）については、発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想されます。

### 《参考》想定地震規模

「山梨県地震被害想定調査報告書（2023（令和5）年）」における調査の結果、本町において予想される地震の規模は、次のとおりです。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）	マグニチュード	9.0
首都直下地震（立川市直下）	マグニチュード	7.3
糸魚川－静岡構造線断層帯地震	マグニチュード	7.6
曾根丘陵断層帯地震	マグニチュード	7.3
扇山断層地震	マグニチュード	7.0
身延断層地震	マグニチュード	7.0

## 2) 風水害

本町の豪雨災害については、過去の災害履歴を見ていくと、台風などの豪雨による河川の氾濫、土砂災害により大きな被害を被っていることがわかります。また、豪雪災害については、2014（平成26）年2月の豪雪で、県内全域に被害が発生し、観測史上最大の積雪（2月15日9：00現在で甲府市114cm）を記録しました。県内全域で道路が不通となり、帰宅困難者や孤立地域が多数発生し、物流及び農業施設等にも多数の被害が発生しました。また、幹線道路等が寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど、町民の生活に大きな影響を与え、本町の雪害に対する脆弱性が明らかになりました。

### 【本町における過去の主要被害風水害】

災害発生日	災害区分	被害状況
1867年7月上旬 (明治元年)	風水害	大風雨により笛吹川、釜無川、富士川は一時満水し、各所で破堤、市川大門村で床上浸水22戸、高田村で床上浸水103戸、下大鳥居村で床上浸水21戸等の被害が発生しました。
1871年5月17～18日 (明治4年)	風水害	暴風雨のため被害があり、市川大門村で潰家3軒、半潰家屋1棟、下大鳥居村で潰家1軒。市川地区の被害は県下総被害の10分の1もの被害が発生しました。
1889年9月6～7日 (明治31年)	水害	笛吹川、釜無川の二大河川をはじめとして県内の大小河川は一時に大氾濫を起こし、三珠町、市川大門町、六郷町でも溺死者、人家流失、浸水家屋、流失田畑、道路の破壊、堤防の決壊等、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。
1897年7月13～16日 (明治39年)	水害	降雨洪水により堤防決壊、市川大門町では耕作物等に大きな被害が発生しました。
1898年8月22～23日 (明治40年)	水害	豪雨により大小の河川が氾濫し、山岳崩壊、河川の増水、堤防の決壊等により、田畑の流失浸水、人畜の死傷、家屋の流失等の大被害が発生しました。県下の被害の状況は、死者233名、傷者189名、流失家屋4,500戸等に及びました。
1901年8月9～10日 (明治43年)	水害	豪雨連日にわたり、県下一面に大洪水となり、大災害を受けました。

災害発生日	災害区分	被害状況
1959年8月12～14日 (昭和34年)	台風 (7号台風)	7号台風により、県下7市25町16村に災害救助法が適用されました。三珠町、市川大門町、六郷町も災害救助法が適用され、主な被害は、三珠町が死者2名、軽傷者27名、全壊22戸、半壊20戸、市川大門町が、滅失家屋34戸、損傷71戸、六郷町が床上浸水232戸等の被害が発生しました。
1959年9月24～27日 (昭和34年)	台風 (伊勢湾台風)	15号台風(伊勢湾台風)により県下に大きな被害が発生しました。三珠町、市川大門町、六郷町も災害救助法が適用されました。主な被害は、三珠町が軽傷者19名、全壊45戸、半壊61戸、市川大門町が滅失家屋34戸、損傷71戸、六郷町が負傷者2名、全壊家屋23戸、半壊家屋50戸等の被害が発生しました。
1966年9月23～25日 (昭和41年)	台風 (26号台風)	26号台風により県下に大きな被害が発生しました。県下19町村が災害救助法の適用を受けました。主な被害は、三珠町が全壊流失6戸、半壊26戸、市川大門町が死者1名、重軽傷者3名、全壊流失2戸、半壊7戸、六郷町が全壊流失6戸、半壊26戸等の被害が発生しました。
1982年8月1～3日 (昭和57年)	台風 (10号台風)	10号台風により県下に大きな被害が発生し、六郷町では災害救助法が適用されました。主な被害は家屋流失2戸、床上浸水141戸等の被害が発生しました。
1983年9月14～15日 1983年9月15～17日 (昭和58年)	台風 (5号台風) (6号台風)	5号6号台風により県下に大きな被害が発生し、市川大門町の新川が氾濫し付近の住家が浸水しました。主な被害は、床下浸水44戸等の被害が発生しました。
2011年9月21～22日 (平成23年)	台風 (15号台風)	15号台風により芦川右岸JR鉄橋から土手決壊の恐れがあり、町屋地区に避難勧告、富士見地区に避難準備情報を発令しました。
2014年2月13～15日 (平成26年)	雪害	積雪は114cmに達し、甲府地方気象台観測史上最高を記録した。15日に災害救助法の適用を受けました。主な被害は、人的被害3名(軽症)、建物被害101棟(一部損壊)、その他被害106件、農作物被害8,171万円(面積664ha)にも及びました。

災害発生日	災害区分	被害状況
2017年4月16日 (平成29年)	土砂崩落	県道四尾連湖公園線(藤田～四尾連湖間)において土砂崩落が発生しました。
2017年10月22～23日 (平成29年)	台風 (21号台風)	21号台風により土砂災害の恐れがあり、下九一色地区、寺所、落居5・6区、網倉、五八、岩下に避難勧告を発令しました。
2018年9月1～ 10月1日 (平成30年)	台風 (24号台風)	24号台風により土砂災害の恐れがあり、下九一色地区、寺所、落居5・6区、網倉、五八、岩下に避難勧告を発令しました。
2019年10月11～12日 (令和元年)	台風 (19号台風)	19号台風により県内初の大雨特別警報が発表されました。町内全域に避難勧告を発令しました。

### 3) 富士山火山噴火

富士山は1707(宝永4)年に噴火(宝永大噴火)が起きている活火山であり、宝永大噴火以降、約300年が経過していることから、相当のマグマが蓄積されていると考えられます。今後、富士山で大規模な噴火が起きた場合、本町への被害は降灰の堆積が予想されます。

### 4) その他

- ① 大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければなりません。
- ② 感染症等による予期せぬ事態も想定しなければなりません。

## 4 計画において想定するリスク

本町の特性や過去の災害被害を踏まえ、今後いずれの災害についても、甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定します。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることを十分に想定します。

## 第4章 脆弱性評価

---

---

## 1 脆弱性評価について

脆弱性の評価とは、本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面する大規模自然災害等における様々なリスクに対し、現行の施策のどこに脆弱性があるのかを明確にすることを目的とするものです。脆弱性の評価を行うため、国が定めた基本法は国土強靱化に関する施策を策定及び実施するにあたって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害に対する脆弱性評価（脆弱性評価）を行うこと」を想定しています。（基本法第9条第5項）。

また、基本法は、国の基本計画の策定にあたっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めています（基本法第17条第1項）。

### 《参考》基本法より

#### （施策の策定及び実施の方針）

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

[第1項～第4項省略]

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

[第6項～第7項省略]

#### （国土強靱化基本計画の案の作成）

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案を定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

[第6項～第8項省略]

## 2 評価方法

---

本計画の策定にあたっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施します。

1) 「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する施策について横断的に評価します。

(基本法第 17 条第 3 項)



2) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行います。(基本法第 17 条第 4 項)



3) 「起きてはならない最悪の事態」を回避する現行の取り組みを分析し、脆弱性の評価を行います。



4) 脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理します。

## 3 事前に備えるべき目標

---

国の基本計画と調和を図りつつ、6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

(P6 参照)

## 4 起きてはならない最悪の事態

---

3で設定した6つの「事前に備えるべき目標」と国の基本計画に設定されている35の「起きてはならない最悪の事態と調和を図りつつ、本町の地域特性を踏まえ、22の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
①人命の保護が最大限図られること  ②町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊及び密集市街地等の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
			1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
			1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化  ④迅速な復旧復興	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺
			2-2	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-3	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生による混乱
			2-4	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーン <sup>1</sup> の寸断による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産
		4-2	有害物質の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
	5 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる	5-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	上水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4	幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による、物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による経済等への甚大な影響

<sup>1</sup>サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。

## 5 脆弱性の評価

脆弱性の評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」（22 事態）を回避するために行っている取り組みを整理し、施策分野を 7 分野ごと、横断的施策分野を 5 分野、それらの進捗や課題を踏まえ、中長期的視点も取り入れながら脆弱性の分析を行いました。

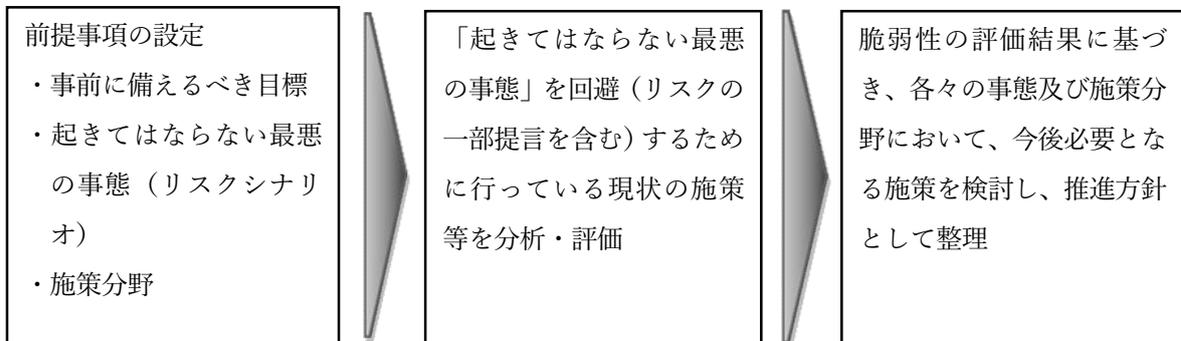
### (1) 個別施策分野

- ① 行政機能・消防
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 土地保全

### (2) 横断的施策分野

- ① 老朽化対策
- ② リスクコミュニケーション
- ③ 地域振興
- ④ 官民連携
- ⑤ デジタル活用

### 【脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ】



## 第5章 脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針

---

## 1 推進方針

---

第4章における脆弱性の評価方法による評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針を示します。

### 【事前に備えるべき目標1】あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

---

#### 【起きてはならない最悪の事態】

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊及び密集市街地等の大規模火災発生による多数の死傷者の発生

1-1-1 公共施設等の耐震化の推進 [財政課・各施設管理者]

#### 【脆弱性の評価結果】

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的とする「市川三郷町耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない町有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図っており、今後も耐震化を推進していく必要があります。また、財政負担の軽減化及び公共施設等の適正配置と老朽化対策をはじめとする適正な維持管理を実現するため、「市川三郷町行財政改革推進計画」及び「市川三郷町公共施設等総合管理計画」に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していく必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

多数の者が利用する特定建築物等（町有建築物）の耐震化率は100%ですが、老朽化対策をはじめとする適正な維持管理を実現するため公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

1-1-2 町社会教育施設・観光施設・体育施設等における防災対策の推進

[生涯学習課・産業振興課]

#### 【脆弱性の評価結果】

町社会教育施設・観光施設・体育施設等の来館者を災害時に安全に避難させるため、避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の意識や技術の向上と維持に努めています。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

町社会教育施設・観光施設・体育施設等の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き避難誘導や初期消火等の訓練を実施します。また、避難時に必要な備品の調達についても検証を行います。

### 1-1-3 小中学校における防災対策の推進 [教育総務課]

#### 【脆弱性の評価結果】

児童生徒の安全確保のためには、継続した各種防災訓練の実施により防災意識を高める取り組みが必要となります。

#### 【強靱化の推進方針】

学校が実施する防災訓練だけでなく、地域が行う防災訓練への参加を児童生徒に呼びかけ、防災意識を高める取り組みを推進します。

### 1-1-4 保育所における防災対策の推進 [子育て支援課]

#### 【脆弱性の評価結果】

園児が安全に落ち着いて避難できるよう、毎月、地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び園児も含め、防災意識の向上に努め感染症等不測の事態に対応できるよう備えています。新型コロナウイルス感染症の発生以降（2020（令和2）年度）、地域住民も含めた合同避難訓練が実施されていませんが、園児の安全確保のため、大規模災害を想定し各保育所に隣接する地域住民の協力を得て、安全に避難できるよう合同避難訓練を再開し、継続して取り組む必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

園児が安全に落ち着いて避難できるよう、引き続き、地震や火災を想定した避難訓練を実施します。また、感染症等不測の事態への取り組みや年1回の地域住民も含めた合同避難訓練を実施します。

### 1-1-5 町立小中学校施設の耐震対策の推進 [教育総務課]

#### 【脆弱性の評価結果】

学校施設は耐震化率100%ですが、非構造部材<sup>2</sup>については、より強固な補強を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

学校施設は非構造部材を含め耐震化率100%ですが、今後は、非構造部材等のより強固な補強を検討します。

---

<sup>2</sup>非構造部材：建物の快適性や美的を目的に設ける部材で、安全性の確保や直接の目的でない部材のこと。

#### 1-1-6 町立保育所、児童館の耐震対策の推進 [子育て支援課]

##### 【脆弱性の評価結果】

町立保育所、児童館のすべての耐震診断が終了しています。診断結果は耐震化不要と診断されています。引き続き、施設の安全点検を行い不測の事態に備えていく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

町立保育所、児童館のすべての耐震診断が終了し、耐震化不要と診断されていますが、引き続き、園児及び児童の安全確保に努めます。

#### 1-1-7 住民参加型の地震防災訓練の実施 [総務課・防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

毎年、町内の各地区自主防災組織において防災訓練を実施していますが、引き続き住民参加型の訓練を実施していく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

町内の各地区自主防災組織において防災訓練を実施しています。引き続き住民参加型の訓練を推進するとともに、共助強化のため区、組未加入者に対し加入を促進します。

#### 1-1-8 自主防災組織の充実強化及び維持 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

自主防災組織を強化するため防災リーダーの養成や防災資機材の充実を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

自主防災組織を強化するため、県が主催する甲斐の国防災リーダー養成講習会への派遣や町地域防災リーダー養成講習会の開催、町から防災資機材購入の補助等を積極的に推進します。

#### 1-1-9 建築物等の耐震対策の推進 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

住宅や建築物の地震に対する安全性の向上のため、2019（平成31）年3月に「市川三郷町耐震改修促進計画」を改定しました。耐震化未実施の木造住宅が町内には数多くあることから、計画に基づき耐震診断及び耐震改修等を促進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

住宅や建築物の地震に対する安全性の向上のため、「市川三郷町耐震改修促進計画」に基づき、引き続き木造住宅耐震化支援事業による耐震化の推進を図ります。また、県や建築関係団体と連携して耐震化促進に向けた取り組みを強化します。

#### 1-1-10 災害に強いまちづくりの推進 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害に強い道路網を構築するため、防災面の観点から見ても、住宅密集地に建築基準法に基づき支障のある未整備道路が多いことから、継続して事業を実施する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害に強い道路網を構築するため、防災面の観点から見ても、住宅密集地に建築基準法に基づき支障のある未整備道路について、狭あい道路拡幅事業を推進します。

#### 1-1-11 公営住宅の長寿命化の推進 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

町内には、町営町有団地が18棟（281戸）と県営団地11棟（243戸）があり、中層耐火建築物については、外壁改修や屋上防水等を計画的に実施しており、引き続き改修を実施していく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

「市川三郷町公営住宅長寿命化計画」に基づく、外壁改修や屋上防水等については、使用状況や劣化状況を勘案した結果、2024（令和7）年度より順次改修事業を実施予定であり、効率かつ円滑な改修を図ることで住宅の延命化に努めます。

#### 1-1-12 橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、2023（令和5）年2月に策定（更新）した212橋の「市川三郷町橋梁長寿命化修繕計画」により、橋梁点検や修繕を実施していき、必要に応じて耐震補強を実施する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、2023（令和5）年2月に策定（更新）した212橋の「市川三郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、引き続き橋梁の耐震化を推進します。

#### 1-1-13 トンネル・大型構造物の長寿命化計画により、トンネル・大型構造物の耐震化及び長寿命化を推進 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時におけるトンネルや大型構造物の安全性や信頼性の確保を図るため、2024（令和6）年11月に策定（更新）した「市川三郷町トンネル・カルバート長寿命化修繕計画」により、トンネルや大型構造物点検及び修繕を行い、必要に応じて耐震補強を実施する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害時におけるトンネルや大型構造物の安全性や信頼性の確保を図るため、2024（令和6）年11月に策定（更新）した「市川三郷町トンネル・カルバート長寿命化修繕計画」に基づき、引き続きトンネルや大型構造物点検及び修繕を行い、耐震補強を推進します。

#### 1-1-14 耐震性貯水槽の整備・維持管理の推進 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

消防施設の充実を図るため、耐震性貯水槽を整備し維持管理に努める必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

消防施設の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備、維持管理に努めます。

1-1-15 応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進 [建設課]

【脆弱性の評価結果】

災害時、迅速に民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅を確保するためには、県の実施要領に従って実施することになっています。そのため、県と連絡体制の確認を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時、迅速に民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅を確保するためには、県の実施要領に従って実施することになっているため、今後は事務処理手順の確認や県と連絡体制の強化に向けて検討を行います。

1-1-16 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 [建設課]

【脆弱性の評価結果】

災害時において被災建物危険度判定及び被災宅地危険度判定が求められており、毎年、県及び市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施しています。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップを作成（デジタル版）する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時において被災建物危険度判定及び被災宅地危険度判定が求められます。今後は災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）を検討します。

【K P I の設定】

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[1-1-9] 建築物等の耐震対策の推進	耐震性の無い木造住宅耐震 診断率	9.4%	10.5%
[1-1-14] 耐震性貯水槽の整備・維持管 理の推進	耐震性貯水槽の管理数	127 基	128 基

### **【起きてはならない最悪の事態】**

## **1-2 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

### **1-2-1 洪水・浸水被害を防止する排水施設の整備 [建設課]**

#### **【脆弱性の評価結果】**

河川の氾濫による洪水及び浸水対策として、町内6か所に排水機場があり、施設の点検整備を行っています。引き続き点検整備を行い、耐用年数を過ぎた施設の更新をし、洪水及び浸水被害の軽減に向けた取り組みを進める必要があります。また、台風や豪雨による洪水を防止し、安全に流下させるため状況に応じて河川改修を実施する必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

洪水及び浸水被害を軽減するため、排水機場等の施設整備や更新及び河川改修を推進します。

### **1-2-2 洪水ハザードマップの周知 [防災交通課]**

#### **【脆弱性の評価結果】**

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの活用、周知を行う必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、引き続き洪水ハザードマップの周知を行います。

### **1-2-3 近隣市町村と災害協定の締結 [防災交通課]**

#### **【脆弱性の評価結果】**

大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、中部西関東市町村地域連携軸協議会において、協議会構成会員市町村が協定を締結しています。

#### **【強靱化の推進方針】**

大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制が機能するよう、「県央ネットやまなし」において広域連携を強化します。

#### 1-2-4 避難情報判断基準の策定 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

「市川三郷町地域防災計画」において判断基準の概要は策定しています。河川の氾濫による水害の避難基準は特定の河川水位が氾濫注意水位に達したときに「高齢者等避難」を、避難判断水位に達したときに「避難指示」を、氾濫危険水位に達したときに「緊急安全確保」を出す必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

「市川三郷町地域防災計画」において概要は策定していますが、実効性のある計画とするため、実態にあわせた見直しを行います。

#### 1-2-5 災害時要配慮者支援の充実 [防災交通課・子育て支援課・介護課・福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

避難行動要支援者名簿を作成しており、定期的に追加や更新をしています。引き続き、各関係課と連携し、要配慮者支援の充実を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

本町では、避難行動要支援者名簿を作成しており、災害時に有効な運用を行います。また、自主防災組織における災害時要配慮者支援の取り組みを推進します。

#### 1-2-6 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、日本郵便株式会社田富郵便局、市川大門郵便局、下九一色郵便局、上野郵便局、黒沢郵便局、峡南郵便局、郵便事業株式会社、田富支店、峡南支店と災害時における相互協力に関する協定を締結しています。また、市川三郷町電気設備安全協議会、市川三郷町建設安全協議会、市川三郷町管工事安全協議会、富士川町、鯉沢警察署、峡南広域行政組合消防本部、一般社団法人市川建設業協会と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結しています。今後も協力体制を推進していく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、通信、電気、建設事業者等との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時情報を更新します。

### 1-2-7 水防訓練の実施 [防災交通課・建設課]

#### 【脆弱性の評価結果】

水害を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるように定期的に訓練を実施しています。引き続き、訓練を実施していく必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

水害時の水防体制の強化、消防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、引き続き水防訓練を実施します。

### 1-2-8 水防用資材の備蓄 [防災交通課・建設課]

#### 【脆弱性の評価結果】

水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、各地区水防倉庫内に備蓄しています。引き続き、堤防決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

水害から町民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄体制の強化を図ります。

### 1-2-9 災害対策本部の予備施設の指定 [防災交通課]

#### 【脆弱性の評価結果】

本庁舎が被災した場合に備え、旧三珠庁舎、六郷庁舎を町災害対策本部の予備施設として指定し、これら施設のうち被害を受けていない施設に町災害対策本部を設置する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

本庁舎が被災した場合に備え、旧三珠庁舎、六郷庁舎を町災害対策本部の予備施設として指定します。これら施設のうち被害を受けていない施設に町災害対策本部を設置します。

**【起きてはならない最悪の事態】**

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

1-3-1 治山事業による土砂災害対策の推進 [建設課]

**【脆弱性の評価結果】**

毎年、山梨県と町担当職員による山地災害防止パトロールを実施し、危険箇所の確認を行っています。危険箇所について、県に土砂災害を未然に防止するための治山施設整備や対策事業を要望し実施していますが、引き続き県に要請していく必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

山地災害防止パトロールを実施し、危険箇所の確認を行っています。危険箇所について、安全確保のため、引き続き県に土砂災害を未然に防止するための治山施設整備や対策事業を要請していきます。また、小規模工事は町で迅速に対応します。

1-3-2 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 [建設課]

**【脆弱性の評価結果】**

県は、土砂災害警戒区域において、土砂災害を未然に防止するための砂防施設整備、対策事業を実施しており、一定の成果を上げていますが、未実施箇所も多く、引き続き要請する必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

土砂災害を未然に防止し、町民の生命、財産を守るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から土砂災害対策施設の整備を要請します。

1-3-3 森林の公益的機能の維持・増進 [産業振興課]

**【脆弱性の評価結果】**

森林の公益的機能を発揮させるため、植樹、保育、間伐等の作業を、計画的に進めています。引き続き、災害に備え、更に整備を行う必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

森林の公益的機能が発揮される健全な森林づくりを推進するため県と連携し、引き続き森林環境保全推進事業等を計画していきます。また、パトロールを行うとともに、植樹、保育、間伐等の整備方針も検討します。

#### 1-3-4 耕作放棄地解消対策 [産業振興課]

##### 【脆弱性の評価結果】

本町の農地面積 1,087 ha のうち 73 ha は遊休農地（2024（令和6）年4月1日現在）となっています。関係機関と連携し地域農業の担い手育成とともに耕作放棄地の発生防止、解消を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

地域農業の担い手育成とともに意欲ある農業者への農地利用集積を推進し、耕作放棄地解消を図ります。

#### 1-3-5 農地の整備（生産基盤の整備） [産業振興課・建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

農業の振興を図るために、生産基盤整備、担い手への農地集積、集約化を図り、生産活動が持続されることで、洪水防止や土砂崩壊防止等の機能が発揮され町土の保全に役割を果たしています。引き続き生産基盤の強化を図り、生産性の向上、農業のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

農業の振興を図るために、未整備の土地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設、農道橋等の生活基盤を整備して生産性の向上、安定化を努めます。

## **【起きてはならない最悪の事態】**

### **1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

#### **1-4-1 被害情報の収集体制確立のための防災行政無線等の整備 [防災交通課]**

##### **【脆弱性の評価結果】**

災害時における被害情報収集、伝達体制の確立のため、防災行政無線、防災衛星電話等の維持管理を行う必要があります。また、防災行政無線や防災衛星電話などを活用して被害情報の収集体制を確保する必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

災害時には、防災行政無線や防災衛星電話などを活用して被害情報の収集体制を確立していきます。また、安定した通信機能の確保を図ります。

#### **1-4-2 アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立 [防災交通課]**

##### **【脆弱性の評価結果】**

災害時には、町内アマチュア無線による被害情報を収集するため、体制を構築していく必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

災害時には、町内アマチュア無線による被害情報を収集するため、町内アマチュア無線の実態を把握し、体制を確立します。

#### **1-4-3 公用車両の災害対応機能の強化 [防災交通課・財政課]**

##### **【脆弱性の評価結果】**

災害発生時における給油困難な状況が予測されることから、公用車両について平常時から2分の1を下回る前に給油を実施しています。また、実際の災害時を想定した公用車の貸出し等の訓練を行います。災害発生時、公用車を救護や交通整理等に活用できるよう、災害時に必要な備品の整備を検討する必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

災害時に必要な備品の充実を図り、公用車を活用する時に貸し出すことができるよう管理します。

#### 1-4-4 被災者支援情報提供体制の整備 [総務課・防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

被災者支援情報の提供体制として、災害発生時に避難所名簿や住民検索ができるシステム及び管理端末としてのノートパソコンを本庁舎内に配備し、情報提供を行う必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

被災者支援情報の提供体制として、災害発生時に避難所名簿や住民検索ができるシステム及び管理端末としてのノートパソコンを本庁舎以外にも配備を検討します。

#### 1-4-5 最悪な事態を想定した図上訓練等の実施 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

毎年南海トラフの巨大地震を想定した総合防災訓練を実施しており、役場本庁舎で災害対策本部設置訓練を行い、災害状況を把握する為、各地区から被害状況の報告を受けるなど、机上訓練を実施しています。引き続き、各地区と協力した訓練を行っていく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

毎年南海トラフの巨大地震を想定した総合防災訓練を実施していますが、その中で出た課題などを洗い出し、引き続き各地区と協力した訓練を実施します。

#### 1-4-6 災害時広報マニュアルの運用 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

迅速かつ確実な災害情報の提供のため、災害時広報活動マニュアルを運用する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

迅速かつ確実な災害情報の提供のため、必要に応じて災害時広報活動マニュアルの見直しを行います。

#### 1-4-7 障がい者に対する情報支援体制の構築 [子育て支援課・福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

避難行動要支援者名簿に登録されている障がい者（児）に対して、地域における支援者と連携していく必要があります。また、障がい者（児）の支援体制について検討していく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

避難行動要支援者名簿に登録されている障がい者（児）に対して、地域における支援者と連携し、支援体制の充実化を図ります。



【事前に備えるべき目標2】救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

---

**【起きてはならない最悪の事態】**

2-1 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-1-1 消防力等の充実強化 [防災交通課]

**【脆弱性の評価結果】**

災害時は、速やかに部隊を編成し、消防、防災活動が行えるよう、消防組織と消防力（消防車両、設備）の充実及び強化を図る必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

災害時は、速やかに部隊を編成し、消防、防災活動が行えるよう、消防組織体制と消防力（消防車両、設備）の充実及び強化を図ります。

2-1-2 初動アクションカードの整備 [防災交通課・いきいき健康課]

**【脆弱性の評価結果】**

「市川三郷町地域防災計画」、「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」、「山梨県災害時保健師活動マニュアル」を基に災害対策の打合せ、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいます。今後は、初動アクションカードの整備を行う必要があります。また、医療救護活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会と連携体制を確認する必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

本町における保健師連絡協議会において、初動アクションカードの整備に努めます。また、医療救護活動が迅速に行えるよう、保健所や医師会と連携強化を図ります。

### 2-1-3 防災ヘリポートの確保及び整備の推進 [防災交通課]

#### 【脆弱性の評価結果】

災害時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行い、孤立集落や避難所への対策として、引き続き、ヘリポートの確保及び整備を推進する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

災害時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行い、孤立集落や避難所への対策として、引き続きヘリポートの確保及び整備を進め、活用する体制を強化します。

### 2-1-4 医療救護の広域応援体制の整備 [防災交通課・いきいき健康課]

#### 【脆弱性の評価結果】

広域災害救急情報システム(EMIS)等を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療及び救護に関わる情報を収集、提供するため訓練を行う必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

災害時の医療及び救護の広域応援体制の強化を図るため、今後は全県的な情報伝達訓練を推進します。

### 2-1-5 避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進 [建設課]

#### 【脆弱性の評価結果】

災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、国や県と協力し基幹道路、生活幹線道路等の整備を推進していますが、依然として未整備箇所があり、非常事態に対応する道路網の確保が課題です。引き続き基幹道路等の整備の推進と老朽化対策として既存道路の改修を推進する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

災害に強い基幹道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、国や県と協力し引き続き道路網の整備を実施します。

#### 【KPIの設定】

施策・事業	KPI	現状 (2024年度)	目標 (2029年度)
[2-1-2] 初動アクションカードの整備	初動アクションカード の整備	未整備	整備

### **【起きてはならない最悪の事態】**

## **2-2 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

### 2-2-1 災害時に備えた民間企業等と協定締結の推進

[防災交通課・産業振興課・生活環境課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業（一時避難所、飲料水、食品・生活必需品、廃棄物処理、輸送支援等）、市町村（相互支援、広域避難等）、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っています。引き続き、関係団体等と連携を強化する必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き民間企業（一時避難所、飲料水、食品、生活必需品、廃棄物処理、輸送支援等）、市町村（相互支援、広域避難等）、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図ります。

### 2-2-2 公的備蓄の保管推進（食料等の確保） [防災交通課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

町では、各防災備蓄倉庫に被災者への備蓄食料、圧縮毛布等を確保するため計画的に備蓄を進めています。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

町内の防災備蓄倉庫に被災者への備蓄食料、圧縮毛布等の備蓄を進め、備蓄量を増やし、災害発生による様々な事態に対応するため、備蓄品の強化を図ります。

### 2-2-3 福祉避難所への公的備蓄の保管推進（食料の確保） [介護課・福祉課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

福祉避難所への公的備蓄については、引き続き感染症対策に関する物品や、福祉避難所に必要な備品の保管を維持する必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

福祉避難所への公的備蓄については、引き続き感染症対策に関する物品や、福祉避難所に必要な備品の保管を推進します。

#### 2-2-4 消防団の救助資機材等の整備推進 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、消防団の救助用資機材等の整備を行っており、引き続き整備を推進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

国の示す消防団の装備の基準等を踏まえながら、引き続き消防団の救助用資機材等の整備を推進します。

#### 2-2-5 社会福祉施設（高齢者施設・障害者福祉施設）における防災資機材の整備推進 [介護課・福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

社会福祉施設（高齢者施設・障害者福祉施設）における防災資機材については、管理点検等を実施する中、今後も、防災資機材の整備に向け取り組む必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

社会福祉施設（高齢者施設・障害者福祉施設）における防災資機材については、引き続き、防災資機材の整備を推進します。

#### 2-2-6 医療品等の備蓄・供給体制の整備 [いきいき健康課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認し、随時入れ替えを行なっています。引き続き県（保健所）、医師会などの関係団体と連携し、協定等に基づき医薬品の供給にご協力いただくこととなりますが、速やかに供給できるよう、訓練を重ねていく必要があります。また、町民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発が必要です。

##### 【強靱化の推進方針】

医療救護に必要な医療品等の調達を円滑に行うため、引き続き県（保健所）、医師会などの関係団体や民間企業と連携し、速やかに供給できるよう体制の強化を図ります。

#### 2-2-7 緊急物資の調達（調達の協定） [防災交通課・産業振興課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努め、連携の強化を図っています。引き続き、民間企業等と協定を結ぶ必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害時には、様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について民間企業や関係団体等と協定の締結及び連携の強化を図ります。

## 2-2-8 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 [防災交通課・産業振興課]

### 【脆弱性の評価結果】

他市町村等から搬送される救援物資、または調達した物資は「市川三郷町地域防災計画」に定めた物資集積所に集積します。物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、職員、各地区の自主防災組織及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行う体制をとっています。引き続き、受入れ体制等の充実及び強化に努めていく必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

他市町村等から搬送される救援物資、または調達した物資は「市川三郷町地域防災計画」に定めた物資集積所に集積し、迅速な処理を行うため、受け入れ体制等の充実及び強化を推進します。

## 2-2-9 災害時における燃料確保の推進 [防災交通課]

### 【脆弱性の評価結果】

災害時の燃料確保については、L P ガス協会L P ガス峡南地区会との協定により、優先的に避難所等へのL P ガス供給を図っています。また、山梨県と山梨県石油協同組合が市町村も直接利用可能な形式で協定を締結しており、優先的に石油燃料の供給を図っています。

### 【強靱化の推進方針】

災害時には、L P ガス協会L P ガス峡南地区会と協定により、優先的に避難所等へのL P ガス供給を図っています。また、山梨県と山梨県石油協同組合が市町村も直接利用可能な形式で協定を締結しており、優先的に石油燃料の供給を図っています。また、町有温泉施設には灯油等を一定量確保しているため、必要時には燃料として活用を検討します。更に、県と協力し緊急車両等に供給する燃料確保のため、近隣の中核給油所等の備蓄推進により燃料の安定供給を図ります。

## 2-2-10 道路の点検、道路啓開<sup>3</sup>方法マニュアルの策定 [建設課]

### 【脆弱性の評価結果】

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロールや訓練を実施する必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロール、訓練を実施します。また、道路点検・啓開に関する協定の締結を推進します。

---

<sup>3</sup>道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

## 2-2-11 燃料供給ルートの確保 [建設課]

### 【脆弱性の評価結果】

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救援物資集積所等、町の防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路と指定し整備を図る必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、県と連携し引き続き緊急輸送道路の整備を推進します。

## 2-2-12 防災拠点施設等における再生可能エネルギー等の導入の推進

[政策推進課・防災交通課・生活環境課]

### 【脆弱性の評価結果】

防災拠点等の非常用電源の確保のため、町有施設（生涯学習センター、市川富士見保育所、大塚保育所）に太陽光発電設備を設置しています。また、生涯学習センターには地中熱を利用した空調設備を導入して再生可能エネルギーを活用しています。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

災害時の非常用電源として活用するため、町有施設や防災拠点等に再生可能エネルギーを含めた非常用電源の導入を推進します。

## 2-2-13 発災後のインフラ復旧対策の推進 [防災交通課]

### 【脆弱性の評価結果】

関係機関のより一層の対応力強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性のある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。

(主要機関：東京電力パワーグリッド(株)、(株)ミツウロコ等)

### 【強靱化の推進方針】

災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備と関係機関との連携強化を図ります。

## 2-2-14 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 (参照 1-2-6 再掲) [防災交通課]

【K P I の設定】

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[2-2-1] 災害時に備えた民間企業等と 協定締結の推進	災害時に食料、飲料水、生活物資の供給に関する協定数	3 協定	4 協定
	災害時における燃料等の供給に関する協定数	2 協定	3 協定
	災害時応援協定等の締結数	5 協定	6 協定
[2-2-2] 公的備蓄の保管推進（食料等の確保）	町の緊急物資（食料）の備蓄量	40,500 食	57,816 食
	町の緊急物資（飲料水）の備蓄量	18,240 本	57,816 本

**【起きてはならない最悪の事態】**

**2-3 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生による混乱**

2-3-1 被害情報の収集体制確立のための防災行政無線等の整備

(参照：1-4-1 再掲) [防災交通課]

2-3-2 緊急物資の調達（調達の協定）（参照 2-2-7 再掲） [防災交通課・産業振興課]

2-3-3 防災拠点施設等における再生可能エネルギー等の導入の推進

(参照：2-2-12 再掲) [政策推進課・防災交通課・生活環境課]

### **【起きてはならない最悪の事態】**

## **2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

### 2-4-1 代替輸送路及び集落の孤立防止のための林道網の整備 [建設課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

本町では、山間地において、災害時に土砂崩落等により集落が孤立する危険があります。管理林道5路線、総延長10,970mと山間地の集落を連結する林道は整備されていますが、未改良路線があるため改良整備の必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

大規模災害発生時の土砂崩落等による集落の孤立を未然に防ぎ、避難路や連絡道路として活用できるよう管理林道、林道橋の整備を推進します。

### 2-4-2 基幹農道の整備 [建設課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

本町では、農業生産基盤及び農村振興環境整備を行うため、県営中山間地域総合整備事業「市川三郷地区」及び農地環境整備事業を活用し基幹農道整備等を実施しています。また、災害の未然防止を図るため、県営農村地域防災減災事業も活用しています。重ねて、町単独事業として、農業基盤整備促進事業を取入れ、農道、用排水路、農道橋整備を進めています。今後も、基幹農道整備を継続して進めていくよう、県と連携を図る必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

災害に強い基幹農道を整備し、大規模災害発生時の被害を未然に防ぐため、県と連携を強化し整備を推進します。

### 2-4-3 道路除排雪計画の策定 [建設課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

2014（平成26）年の異常降雪被害の経験を踏まえ、主要幹線道路管理者である国や県と連携した除排雪計画の策定、また、町内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定し、除雪体制を確立する必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

想定を超えた降雪に対して、主要幹線道路管理者である国や県と連携した除排雪計画の策定、また、町内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定し、除雪体制を確立します。

2-4-4 被害情報の収集体制確立のための防災行政無線等の整備

(参照：1-4-1 再掲) [防災交通課]

2-4-5 避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進 (参照：2-1-5 再掲) [建設課]

2-4-6 緊急物資の調達 (調達の協定) (参照 2-2-7 再掲) [防災交通課・産業振興課]

2-4-7 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築

(参照 2-2-8 再掲) [防災交通課・産業振興課]

【K P I の設定】

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[2-4-2] 基幹農道の整備	農道整備率	87.0%	88.0%
[2-4-3] 道路除排雪計画の策定	道路除排雪計画の策定	未策定	策定

### 【起きてはならない最悪の事態】

## 2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 2-5-1 災害時における保健師活動マニュアルの策定

[いきいき健康課・子育て支援課・介護課・福祉課]

#### 【脆弱性の評価結果】

本町では、災害時における保健師活動マニュアルを策定し、保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるよう取り組んでいます。今後も充実した訓練を重ねるなど取り組みを強化する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

本町の災害時における保健師活動マニュアルの有効活用に向け、平常時から災害時を想定した訓練及び準備等を実施します。

### 2-5-2 災害時防疫体制の構築 [いきいき健康課・介護課・福祉課・生活環境課]

#### 【脆弱性の評価結果】

感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知しています。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めています。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際の拡散防止対策と緊急事態宣言等が発令された場合に対応できる体制の構築を検討する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知しています。今後は、町民に向けた感染症予防に必要な情報についてガイドブック等により分かりやすく周知していきます。また、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を徹底するなど拡散防止に努め、保健所等と連携強化を図ります。今後は、緊急事態宣言等が発令された場合に対応できるよう、国や県の指導に沿ったガイドラインの作成や見直し、新たな感染症対策を推進します。

### 2-5-3 感染症等の拡大防止に資する対応及び備蓄体制

[いきいき健康課・介護課・福祉課]

#### 【脆弱性の評価結果】

新型コロナウイルス等の感染症の発生及びまん延を防止するため、平時より定期予防接種の接種率の向上に努めています。また、感染症の流行に備え、消毒薬やマスクなどの備蓄を推進するとともに、感染症等の発生時に拡大を防止するため、ガイドラインの作成や体制を構築する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

新型コロナウイルス等の感染症の発生及びまん延を防止するため、消毒薬や噴霧器等の資機材及びマスク、防護服、隔離壁等の備蓄体制を強化します。また、国の緊急事態宣言等の発出時に適切な対応ができるようガイドラインの作成や体制づくりの強化を図ります。

#### 【KPIの設定】

施策・事業	KPI	現状 (2024年度)	目標 (2029年度)
[2-5-2] 災害時防疫体制の構築	感染症予防のガイドブックの作成	未策定	策定
[2-5-3] 感染症等の拡大防止に 資する対応及び備蓄体制	感染症等の拡大防止に資するマスクの備蓄数	27,100枚	36,000枚
	感染症等の拡大防止に資する防護服の備蓄数	410枚	900枚

### 【事前に備えるべき目標3】 必要不可欠な行政機能を確保する

---

#### 【起きてはならない最悪の事態】

#### 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 3-1-1 消防団の夜警による警備体制の強化 [防災交通課]

#### 【脆弱性の評価結果】

毎年、消防団の各分団において、火災予防等呼びかける夜警や警察と連携した防犯診断を実施しており、引き続き実施する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

消防団の夜警による警備体制を強化するため、警察等と連携を強化するとともに消防団員の確保に努めます。

#### 【K P I の設定】

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[3-1-1] 消防団の夜警による警備体制の 強化	消防団員の現員数	318 人	328 人

## **【起きてはならない最悪の事態】**

### **3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

#### 3-2-1 災害時における連絡体制の強化 [防災交通課]

##### **【脆弱性の評価結果】**

災害時の職員や消防団員等への連絡体制の強化のため、情報伝達手段を確保し、訓練を行う必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

災害時の職員や消防団員等への連絡体制の強化のため、電話、メール、LINE 等により通信訓練を行います。

#### 3-2-2 所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化 [防災交通課]

##### **【脆弱性の評価結果】**

災害時には原則自分の所属へ参集しますが、交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受けるものとします。また、あらかじめ参集可能な機関を定め、そこまでの複数の登庁ルートを職員独自で決めておく必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

災害時の職員の初動体制を確保するため、平時から非常事態を想定した職員独自の訓練を実施します。

#### 3-2-3 非常参集体制の確立 [防災交通課]

##### **【脆弱性の評価結果】**

大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、連絡網の整備、勤務時間外（夜間、週休日及び祝日）の宿日直体制、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検討していきます。引き続き、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、研修及び職員参集訓練を実施し、非常参集体制の検証及び見直しを行います。また、確実な初動体制を確保するため、課題を整理します。

### 3-2-4 災害対策本部体制などの防災体制の検証及び見直し [防災交通課]

#### 【脆弱性の評価結果】

災害の種類や規模に応じた災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなど町の防災組織体制の強化等を図っています。災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等の検証及び見直しを行う必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

災害の種類や規模に応じた対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証及び見直しを行います。

### 3-2-5 自家用発電機等の点検及び整備 [総務課]

#### 【脆弱性の評価結果】

本庁舎は非常用自家発電設備を設置しており、大地震等の災害時の行政運営に必要な機能が確保できるよう対策を行っています。しかしながら、自家発電設備での電力供給は1日が限界となることから、長期的な電力供給を可能とする設備等備える必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

災害時の電力復旧までの1週間を目途に行政運営に必要な機能を確保するため、自家発電設備の定期点検を実施するとともに、太陽光発電等による蓄電施設の整備を検討します。

### 3-2-6 災害発生時等の業務継続体制の確立 [防災交通課]

#### 【脆弱性の評価結果】

災害時、町役場自体も被災により行政機能の低下が懸念されますが、同時に、人命救助や避難者対策、復旧業務を実施する傍ら、災害時においても優先的に取り組むべき重要業務を抽出、特定し業務がより高い水準で継続できるよう「市川三郷町業務継続計画(BCP<sup>4</sup>)」を策定しています。今後は計画に基づき実働できるよう研修や訓練を実施するとともに、人的資源、資材環境、執務環境の変化に伴う見直しを随時行う必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

災害時等における業務継続のため、「市川三郷町業務継続計画(BCP)」に基づき実働できるよう研修や訓練を実施するとともに、人的資源、資材環境、執務環境の変化に伴う見直しを行います。

---

<sup>4</sup>BCP：自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のために方法、手段などを決めておく計画のこと。

### 3-2-7 各種システムの緊急時運用体制の確立 [総務課]

#### 【脆弱性の評価結果】

災害時の情報システムの緊急時運用体制については、主要情報システムの早期復旧を行うため、「情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、体制強化を図っています。災害時に主要情報システムの早期復旧可能な体制を確保するため、定期的に災害を想定した机上訓練を実施する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

災害時に主要情報システムの早期復旧可能な体制を確保するため、「情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）」に基づき定期的に災害を想定した机上訓練を実施します。

### 3-2-8 現地災害対策本部への職員派遣体制の確立 [防災交通課]

#### 【脆弱性の評価結果】

大規模災害発生時に、現地災害対策本部と町災害対策本部とが連携するため調整を行っています。今後は、職員派遣体制の強化を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

大規模災害発生時に、現地災害対策本部と町災害対策本部とが連携するため調整を行い、職員派遣体制の強化を図ります。

### 3-2-9 公共施設等の耐震化の推進（参照：1-1-1 再掲） [財政課・各施設所管課]

### 3-2-10 災害時における燃料確保の推進（参照：2-2-9 再掲） [防災交通課]

### 3-2-11 防災拠点施設等における再生可能エネルギー等の導入の推進

（参照：2-2-12 再掲） [政策推進課・防災交通課・生活環境課]

## 【事前に備えるべき目標4】 経済活動を機能不全に陥らせない

---

### 【起きてはならない最悪の事態】

#### 4-1 サプライチェーンの寸断による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産

##### 4-1-1 中小企業の災害時事業継続計画作成の支援 [産業振興課]

###### 【脆弱性の評価結果】

市川三郷町商工会と町が共同で策定した「事業継続力強化支援計画」(実施期間 2022 (令和4) 年4月1日～2027 (令和9) 年3月31日)において、小規模事業者に対して災害リスクの周知を行うとともに専門的な情報やノウハウを持つ関係団体等との連携を図ることとしています。中小企業での事業継続計画(BCP)作成については、商工会をはじめ関係団体と連携する中で継続して啓発、支援していく必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

町内中小企業の事業継続計画(BCP)の策定率の向上を目指し、商工団体を通じて中小企業へのアプローチを行います。中小企業での事業継続計画(BCP)作成について、商工会をはじめ関係団体と連携する中で啓発、支援していきます。

### **【起きてはならない最悪の事態】**

## **4-2 有害物質の大規模拡散・流出**

### 4-2-1 有害化学物質の漏洩等の防止対策 [生活環境課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

有害な化学物質の漏洩防止策は関係法令等に基づき対応することが定められているため、災害発生時において迅速に対応できるよう周知を図る必要があります。災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県等と連携して速やかに大気、土壌、公共用水域等の測定検査を行い、環境影響の有無について把握を行う必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

災害時に有害な化学物質等を防止するため、事業所等に対し有害化学物質の適正管理や漏洩に対する応急措置を講ずる体制を構築するよう町ホームページ等により広く啓発を実施する必要があります。流出した場合について、県等と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等の測定検査を実施します。

### 4-2-2 PCB 廃棄物<sup>5</sup>の適正処理 [生活環境課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

災害時に PCB 廃棄物が流出することによる環境被害や健康被害を防止するため、PCB 廃棄物の保管事業者に対し、適正な保管や早期の処理を指導していく必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

保管中の PCB 廃棄物の漏洩等による被害を防止するため、適正な保管や早期の処理について町ホームページ等で幅広く指導及び啓発を行います。

---

<sup>5</sup>PCB 廃棄物：ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCB は水に溶けにくく、熱で分解しにくい特性を持ち、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体として利用されていましたが、その毒性が明らかになり、現在は製造・輸入が禁止されています。PCB 廃棄物は高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に分類され、適切な処理が法律で義務付けられています。

**【起きてはならない最悪の事態】**

**4-3 食料等の安定供給の停滞**

4-3-1 耕作放棄地解消対策（参照：1-3-4 再掲） [産業振興課]

4-3-2 農地の整備(生産基盤の整備)（参照：1-3-5 再掲） [産業振興課・建設課]

4-3-3 災害時に備えた民間企業等と協定締結の推進  
(参照：2-2-1 再掲) [防災交通課・産業振興課・生活環境課]

4-3-4 緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-2-7 再掲） [防災交通課・産業振興課]

4-3-5 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築  
(参照：2-2-8 再掲) [防災交通課・産業振興課]

### **【起きてはならない最悪の事態】**

## **4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下**

### 4-4-1 森林の公益的機能の増進 [産業振興課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

森林の荒廃による水源涵養<sup>6</sup>機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境税を財源とした森林整備（植栽、保育、間伐等）が行われています。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため県と連携し、引き続き森林環境保全推進事業等を計画していきます。また、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽、保育、間伐等の整備方針も検討します。

### 4-4-2 鳥獣害対策の推進 [産業振興課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

災害時、鳥獣による農作物の被害を防止するため、被害地域の要望を受けながら、猟友会等と協力した有害鳥獣の捕獲活動を行う必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

災害時、鳥獣による農作物等の被害防止するため、猟友会等と協力し有害鳥獣の捕獲活動を推進します。

### 4-4-3 農村資源の保全管理活動の推進 [産業振興課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

防災減災に繋がる農業、農村の多面的機能の維持発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んできました。荒廃農地を減少させるための重要な地域ぐるみの共同活動として定着が図られてきていますが、高齢化や過疎化等に伴い集落機能が低下している地域への継続的支援が必要です。

#### **【強靱化の推進方針】**

国や県の事業を積極的に導入するとともに連携強化を図り、引き続き農業生産活動の支援を推進します。

---

<sup>6</sup>涵養（かんよう）：自然にしみこむように、養生すること。

#### 4-4-4 農業者に対する経営再建資金制度の周知 [産業振興課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業施設復旧支援対策資金利子補給、農業災害対策資金利子補給補助を行っています。大規模な自然災害に備え、引き続き制度を継続していく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、国や県等の各種支援制度等の普及啓発を推進します。

#### 4-4-5 富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全 [産業振興課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業災害対策資金利子補給補助を行っています。大規模な自然災害に備え、引き続き制度を継続していく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業災害対策資金利子補給補助を迅速に対応できるように体制を整備します。

#### 4-4-6 治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-3-1 再掲） [建設課]



**【事前に備えるべき目標5】** 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる

---

**【起きてはならない最悪の事態】**

**5-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止**

5-1-1 発災後のインフラ復旧対策の推進 [防災交通課]

**【脆弱性の評価結果】**

災害時における関係機関のより一層の対応力強化を図るため、インフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。(主要関係機関:東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ等)

**【強靱化の推進方針】**

災害後のインフラ復旧に対する災害対策本部の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種対応マニュアルの整備や連携強化を推進します。

5-1-2 被害情報の収集体制確立のための防災行政無線等の整備

(参照:1-4-1再掲) [防災交通課]

5-1-3 防災拠点施設等における再生可能エネルギー等の導入の推進

(参照:2-2-12再掲) [政策推進課・防災交通課・生活環境課]

5-1-4 各種システムの緊急時運用体制の確立 (参照:3-2-7再掲) [総務課]

**【起きてはならない最悪の事態】**

**5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止**

**5-2-1 避難所等の電源確保体制の整備 [防災交通課]**

**【脆弱性の評価結果】**

避難所等の非常用電源確保体制として、可搬型発電機や投光器を配備しています。引き続き、非常用発電機とその燃料等を確保する必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

避難所等の非常用電源確保体制として、可搬型発電機や投光器を配備しています。引き続き、非常用発電機とその燃料等の配備を推進するとともに、太陽光発電、蓄電池システムについても整備等を検討します。

**5-2-2 発災後のインフラ復旧対策の推進 [防災交通課]**

**【脆弱性の評価結果】**

災害時の燃料供給体制に関しては、電気、ガス等関係機関と連携した対応力の強化を図るため、連携マニュアルの整備やインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備と関係機関との連携強化を図ります。

## **【起きてはならない最悪の事態】**

### **5-3 上水道等の長期にわたる機能停止**

#### 5-3-1 応急給水体制の整備 [生活環境課]

##### **【脆弱性の評価結果】**

「災害時における相互応援に関する協定」を山梨県及び日本水道協会山梨県支部、西伊豆町と締結しています。また、「災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定」を、町と市川三郷町管工事安全協議会との間で締結しています。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が想定されることから、引き続き関係機関と連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が想定されることから、引き続き関係機関と連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図ります。

#### 5-3-2 水道の石綿セメント管の布設替及び基幹的水道施設の長寿命化の推進

[生活環境課]

##### **【脆弱性の評価結果】**

石綿セメント管等老朽化している管路を耐震性のある管路へ更新する必要があります。また、水道施設の日常点検等により長寿命化を図る必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

大規模災害時に備え、石綿セメント管等老朽化している管路を耐震性のある管路へ計画的に更新し、水道施設の長寿命化対策を推進します。

#### 5-3-3 下水道施設等の長寿命化の推進 [生活環境課]

##### **【脆弱性の評価結果】**

下水処理施設や下水道管等は、定期的な点検などにより、随時修繕や部品の更新を行なう中で、下水道施設の長寿命化を図っています。今後も下水道施設の機能を継続的に維持するため、定期的な点検及び調査に基づき長寿命化を図るとともに、下水道施設の多くが老朽化を迎えるため、修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要があります。

##### **【強靱化の推進方針】**

町では引き続き、下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、処理場や幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を推進します。

#### 5-3-4 下水道施設等の耐震化の推進 [生活環境課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、下水道施設の耐震化を図るとともに、民間企業等と連携強化を行う必要があります。下水道施設の耐震化は、「市川三郷町下水道総合地震対策計画」に基づき 2015（平成 27）年度から着手しておりますが、下水道施設の耐震化をより一層推進していく必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

下水道施設の耐震化を効率的に推進するため、「市川三郷町公共下水道事業計画」、「市川三郷町長寿命化計画」等と整合性を図り、下水道施設の耐震化を推進します。

#### 5-3-5 災害時における下水道応急復旧体制の強化 [生活環境課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制を確立するため、事業者と協力し災害時の被災情報収集や応急復旧対策等を実施する必要があります。また、大規模災害後の下水道施設について早期復旧を検討する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務及び災害後の下水道施設の早期復旧を行うため、事業者との連携強化を図ります。

##### 【K P I の設定】

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[5-3-3] 下水道施設等の長寿命化の推進	長寿命化計画の策定	未策定	策定
[5-3-4] 下水道施設等の耐震化の推進	耐震対策計画の下水道 管路とマンホール接続 部の可とう化率	75.0%	75.5%

### **【起きてはならない最悪の事態】**

## **5-4 幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による、物流・人流への甚大な影響**

### 5-4-1 交通安全施設等の整備の推進 [防災交通課・建設課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー舗装化などを実施する必要があります。また、県は発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞や事故による避難の遅れを回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行っているため、今後も引き続き整備を要請する必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

町道における交通の安全を確保するため、引き続き安全対策を実施します。また、発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞や事故による避難の遅れを回避するため、交通信号機電源附加装置の整備を要請していきます。

### 5-4-2 社会資本整備の推進 [財政課・建設課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

町では「市川三郷町橋梁長寿命化修繕計画」(2013(平成25)年3月)「市川三郷町公共施設等総合管理計画」(2017(平成29)年5月)等を策定し、限られた予算の中で、社会資本の整備の推進に努めています。今後、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明確にしていく必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

社会資本の整備を効率的かつ効果的に推進するため、「市川三郷町社会資本整備重点計画」の策定を検討します。

### 5-4-3 道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施 [建設課]

#### **【脆弱性の評価結果】**

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロール等を実施しています。また、災害時の応急点検マニュアルを策定する必要があります。

#### **【強靱化の推進方針】**

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロール等を実施します。また、道路点検や啓開に関する応急点検マニュアルを策定します。

#### 5-4-4 緊急輸送道路となる幹線道路網の整備 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、国や県と協力し幹線道路網の整備を推進する必要があります。未整備箇所が多くあり、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路を確保するため、国や県と協力し引き続き幹線道路の整備を実施します。

#### 5-4-5 道路防災危険箇所等の解消 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、国や県と協力し法面对策工事等の防災対策を実施していますが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所を解消するため、国や県と協力し法面对策工事等の防災対策を推進します。

#### 5-4-6 南海トラフの巨大地震等に備えた緊急通行車両事前届け出 [防災交通課・財政課]

##### 【脆弱性の評価結果】

町では緊急通行車両を災害発生前から緊急通行車両であることの確認を受け、標章と証明書の交付を受けることにより、交通規制が行われた際に、いち早く災害応急対策に当たれるよう警察へ申出を行います。企業や団体等への緊急通行車両制度の普及及び啓発を行う必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

町では引き続き、緊急通行車両の事前届け出、確認手続き及び標章交付申請方法の習熟を行うとともに、企業等への啓発を行います。

#### 5-4-7 発災後のインフラ復旧対策の推進 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

関係機関のより一層の対応力強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性のある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。

(主要機関：中日本高速道路(株)、東海旅客鉄道(株)等)

##### 【強靱化の推進方針】

災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備と関係機関との連携強化を図ります。

#### 5-4-8 富士山火山噴火に伴う避難・輸送の支援協定の締結 [建設課]

##### 【脆弱性の評価結果】

富士山火山噴火災害については、広域避難が想定されます。広域的な避難交通ネットワークを含め、対応力の強化に向けて民間企業と避難及び輸送支援協定を検討する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

広域的な避難交通ネットワークの構築体制強化や民間企業と避難及び輸送支援協定を検討します。

#### 5-4-9 橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

(参照：1-1-12 再掲) [建設課]

#### 5-4-10 トンネル・大型建造物の長寿命化計画により、トンネル・大型建造物の耐震化及び長寿命化を推進

(参照：1-1-13 再掲) [建設課]

#### 5-4-11 被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定の実施

(参照：1-1-16 再掲) [建設課]

#### 5-4-12 被害情報の収集体制確立のための防災行政無線等の整備

(参照：1-4-1 再掲) [防災交通課]

#### 5-4-13 代替輸送路及び集落の孤立防止のための林道網の整備

(参照：2-4-1 再掲) [建設課]

#### 5-4-14 道路除排雪計画の策定等 (参照：2-4-3 再掲) [建設課]

【K P I の設定】

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[5-4-3] 道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施	応急点検マニュアルの策定	未策定	策定

## 【事前に備えるべき目標6】

社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

---

### 【起きてはならない最悪の事態】

6-1 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

6-1-1 地域防災力の強化を支える人材の育成 [防災交通課]

#### 【脆弱性の評価結果】

自主防災組織を育成するため、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座等を開催し、自主防災組織の充実を目指しています。また、自主防災組織と連携して地区防災計画の作成を推進する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

自主防災組織と連携をして地区防災計画の作成を推進するとともに引き続き、積極的な講習会への参加及び自主防災組織の結成を推進します。

6-1-2 学校における避難所運営体制の整備 [政策推進課・防災交通課・教育総務課]

#### 【脆弱性の評価結果】

各学校が策定する防災計画の中で、学校が避難所になった場合の避難所運営に関する協力、支援方法を学校独自に定めていますが、町が策定する地域防災計画や避難所運営マニュアルとの整合性を図る必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

町の地域防災計画や避難所運営マニュアルとの整合性の確認を含め、関係機関との連携強化を推進します。

6-1-3 保育所・児童館における災害時協力体制の整備 [子育て支援課]

#### 【脆弱性の評価結果】

地域と連携を密にし、災害時における地域住民との協力体制を確立しています。また、各児童館等で災害時の対応マニュアルを作成しています。

#### 【強靱化の推進方針】

地域と連携を密にし、災害時における地域住民との協力体制の充実を図ります。また、各児童館等で災害時の対応マニュアルの検証を行い、関係各所と連携を強化します。

#### 6-1-4 福祉避難所運営マニュアルの策定 [介護課・福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

福祉避難所運営マニュアルの策定に向けた検討を進めています。今後は、新たな感染症等への対策や運営体制の充実に向け、迅速な対応が可能な運営マニュアルの策定に取り組む必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

福祉避難所運営マニュアルの策定に向けた検討を進め、今後は、新たな感染症等への対策や運営体制の充実に向け、迅速な対応が可能な運営マニュアルを策定します。

#### 6-1-5 災害関連NPO、ボランティア団体等と連携及び協働の推進 [福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被害者支援や救護活動ができるよう、社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOやボランティア団体等と連携、協働し、地域防災力の強化を図っています。今後も、関係団体と連携強化に向け、取り組む必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被害者支援や救護活動ができるよう、社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOやボランティア団体等と連携、協働し地域防災力の強化を図ります。

#### 6-1-6 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進 [防災交通課]

##### 【脆弱性の評価結果】

消防団員の確保のため、消防団員協力事業所表示制度を導入し、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出し、消防団員確保に努めています。今後は、町内商店等と協力して消防団サポート事業を実施する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

消防団員の確保対策及び消防団の活動を活発にするため、消防団員協力事業所表示制度の周知、啓発を行い、町内商店等と協力して消防団サポート事業を実施します。

#### 6-1-7 女性や子育て家族、災害時要配慮者に配慮した福祉避難所運営の推進

[子育て支援課・介護課・福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携及び協力する中、適切な避難所運営の推進を図っていますが、運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要があります。今後も、災害時要配慮者に配慮する中、福祉避難所の対象者の住み分けを行うなど、福祉避難所運営体制の充実に向け取り組む必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携及び協力し運営体制の構築を行います。

#### 6-1-8 災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 [介護課・福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害時要配慮者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携及び協力し、運営体制の構築に向け取り組む必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携及び協力し、運営体制の構築を行います。

#### 6-1-9 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 [福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置及び運営を位置づけ、引き続き連携強化に取り組む必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置及び運営訓練の実施拡大を図ります。

#### 6-1-10 ボランティアコーディネーター養成の推進 [福祉課]

##### 【脆弱性の評価結果】

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化推進を図っています。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組む必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

ボランティアのマッチング技術の向上やボランティア団体、民生委員、町民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図ります。

#### 6-1-11 地籍調査の推進 [産業振興課]

##### 【脆弱性の評価結果】

災害後の地域社会や経済の迅速な再建及び回復、また、幹線道路の機能回復、仮設住宅の設置等には土地の境界を明確化する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

災害後の円滑な復旧及び復興を確保するために、土地の境界を確定しておくことが重要です。特に山間部の集落は地籍調査の未実施が多くあるため、地籍調査の推進により土地の境界の明確化を図ります。

##### 【K P I の設定】

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[6-1-1] 地域防災力の強化を支える人材の育成	町地域防災リーダー認定者数	181 人	300 人
[6-1-4] 福祉避難所運営マニュアルの策定	福祉避難所運営マニュアルの策定	未策定	策定
[6-1-11] 地籍調査の推進	地籍調査事業進捗率	53.1%	55.0%

**【起きてはならない最悪の事態】**

**6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

6-2-1 災害廃棄物の処理体制の整備 [生活環境課]

**【脆弱性の評価結果】**

災害廃棄物の種類により、処理体制も異なることから、関係機関と連携を図り、資機材、人員、仮置場、最終処分の確保について、迅速かつ適切に対応できるよう「災害廃棄物処理計画」の改定や、災害廃棄物の一時保管場所の適地を確保する必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

電力供給不足が生じた場合の一般廃棄物処理施設の対応を含め「災害廃棄物処理計画」を必要に応じて改定します。また、災害廃棄物の一時保管場所については、あらかじめ適地の選定・確保に努めます。

6-2-2 災害廃棄物処理への広域応援 [生活環境課]

**【脆弱性の評価結果】**

災害時の廃棄物処理として、民間企業と家庭系災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する確認書を締結しています。また、山梨県及び県内市町村及び一部広域事務組合と広域的な災害廃棄物処理の応援協定を締結しています。更に一部事務組合の廃棄物処理施設についても、処理機能の維持及び強靱化が必要であるため、構成市町との連携を強化する必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

災害時の迅速な廃棄物処理や円滑な応急復旧活動の実施のため、廃棄物関係企業との協定を検討します。また、一部広域事務組合の廃棄物処理施設については、処理機能の維持及び強靱化が必要であるため、構成市町との連携の強化に努めます。

6-2-3 災害時における応急対策業務の協力体制の推進(参照：1-2-6 再掲) [防災交通課]

**【K P I の設定】**

施策・事業	K P I	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
[6-2-1] 災害廃棄物の処理体制の整備	災害廃棄物処理計画の 改定	策定済	改定

**【起きてはならない最悪の事態】**

**6-3 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による経済等への甚大な影響**

**6-3-1 風評被害対策の推進 [産業振興課]**

**【脆弱性の評価結果】**

大規模災害後の復旧が進んだ時期には、観光客の誘致を再開するため、被災した地域の取り組み等を参考に、平時より対応策を検討しておく必要があります。

**【強靱化の推進方針】**

観光客の誘致を再開するため、被災した地域の取り組み等を参考に、関係機関等と連携した対応策を検討します。



## 第6章 計画の推進と見直し

---

---

## 1 施策の重点化

---

限られた資源で効率的かつ効果的に本計画を推進するには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。国や県の重点的かつ集中的な対策を踏まえ、関連する施策について重点的に取り組みを進めるものとします。

## 2 計画の推進

---

### 1) 町民、企業、行政による協働の推進

---

施策の推進にあっては、行政のみの取り組みによって推進されるものだけではなく、町民及び企業等と連携しなければ推進できない施策も多くあります。

このため、町民及び企業と行政が協働して計画の推進を図り、地域の強靱化に取り組むものとします。

### 2) 国、県、周辺自治体及び関係機関等との連携

---

地域強靱化の取り組みを実効性のあるものとするため、町のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに町民と企業等を含め、関係者が協働して取り組むものとします。

## 3 本計画の進捗管理と見直し

---

本町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、本計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、計画の進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていきます。



**市川三郷町国土強靱化地域計画**

発行日 2025（令和7）年4月

発行者 市川三郷町

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

編集 政策推進課政策推進係

